【公害防止責任者の選任が必要な工場】 対象施設の詳細は提供書式の各法令の項目を参照 製造業(物品の加工業を含む)に属し、下記に掲げる施設を設置する工場

### < 大気関係 >

(1) 大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる施設(13項廃棄物焼却炉を除く)

排出ガス量5,000Nm³/h以上の工場が対象。

(2)群馬県の生活環境を保全する条例施行規則別表第1

1項~3項に掲げる施設 排出ガス量5,000N m³/h以上の工場が対象。

4項~9項に掲げる施設 全ての工場が対象。

# <水質関係>

(1)水質汚濁防止法施行令別表第1

第2~24号、第26~28号、第30~42号、第44~59号、第61~66号 (第62号の施設で鉱山保安法第2条第2項の鉱山に設置されるものを除く) 排出水量500㎡/日以上の工場が対象

(2)群馬県の生活環境を保全する条例別表第7

1項、2項の施設 全ての工場が対象

3項、4項の施設 排出水量500㎡/日以上の工場が対象

### <騒音関係> 常時使用する従業員の数が21人以上の工場

- (1)騒音規制法施行令別表第1に掲げる特定施設
- (2)群馬県の生活環境を保全する条例施行規則別表第12に掲げる特定施設

### **<振動関係>** 常時使用する従業員の数が21人以上の工場

- (1)振動規制法施行令別表第1に掲げる特定施設
- (2)群馬県の生活環境を保全する条例施行規則別表第13に掲げる特定施設

# <粉じん関係> 常時使用する従業員の数が21人以上の工場

群馬県の生活環境を保全する条例施行規則別表第5に掲げる粉じん特定施設

- 1公害防止管理者等の選任が必要な工場では、公害防止責任者を選任する必要はない。
- 2代理者の選任は必要ない。
- 3騒音関係については、騒音規制法第3条に基づく指定地域内の工場が対象となる。
- 4振動関係については、振動規制法第3条に基づく指定地域内の工場が対象となる。